

「ぐんま知っ得食品表示」は、タイムリーな食品表示に関する情報をお届けする消費者向け情報紙です。

食品表示のルールが新しくなります！

平成27年4月1日に施行された「食品表示法」が令和2年4月1日から完全施行となり、食品表示基準に基づいた新しいルールで表示されます。



どうしてルールが新しくなるの？



以前は食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法にそれぞれ食品表示のルールが定められていたため、複雑でわかりにくいものとなっていました。「食品表示法」では、これら3法のルールを統合させた新しいルールが定められ、消費者・事業者にとってわかりやすいルールとなっています。また、新しいルールは、消費者の食品選択の幅を広げられるように、消費者の日々の健康増進に役立てるための栄養成分表示が義務付けられました。これを機会にぜひ食品表示を活用しましょう！



ルールはどのように変わるの？

主な変更点
その1

栄養成分表示が義務化されます

主なルールの変更点を
3つ紹介します！



栄養成分表示は、これまで任意で表示されていました。新しいルールでは、原則、全ての加工食品に、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム**（食塩相当量で表示）の表示が義務づけられました。

ポイント

栄養成分表示は、「100g当たり」、「100ml当たり」、「1食当たり」、「1包装当たり」などの単位で表示されます。

今までのルール (任意表示)

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	〇〇kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
ナトリウム	〇〇mg



新しいルール (義務表示)

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	〇〇kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
食塩相当量	〇〇g

ポイント

これまでのナトリウムの表示は、**食塩相当量に換算して表示**されます。

栄養成分表示を省略できる食品は？

- 栄養の供給源としての寄与の程度が少ない食品（スパイスなど）
- 容器包装の表示可能面積が30cm²以下であるもの
- きわめて短期間で原材料が変更されるもの（日替わり弁当など）
- 製造場所で直接販売される食品（スーパーのバックヤードで調理された食品など）
- 酒類
- 小規模事業者が製造する食品
- レストランなどでの外食
- 容器包装に入れられていない食品
- 外食事業者による出前 など

主な変更点
その2

原材料と添加物が明確に区分されます

どれが添加物か
わかりやすくなります！

今までのルール 例：うどん

原材料名	小麦粉、食塩、pH調整剤
------	--------------

例のように「/ (スラッシュ)」で区切られる他に、改行したり、事項名に「添加物」を加えて表示されている場合もあります。

新しいルール

「/ (スラッシュ)」で区分する表示方法

原材料名	小麦粉、食塩 / pH調整剤
------	----------------

ポイント
スラッシュの後に表示されているものが添加物です。

主な変更点
その3

アレルギーの表示方法が変わります

食品に表示されるアレルギー



今までのルール 例：ポテトサラダ

原材料名	じゃがいも、きゅうり、りんご、マヨネーズ、マスタード、食塩、調味料(アミノ酸等)、増粘多糖類、(原材料の一部に大豆を含む)
------	---

必ず表示される7品目	えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生 (ピーナッツ)
表示が勧められている21品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ごま、カシューナッツ

新しいルール

※表示例では、アレルギー表示が勧められている品目も表示しています。

【個別表示】 (原則)

原材料の直後にアレルギーが表示されます

原材料名	じゃがいも、きゅうり、りんご、マヨネーズ(卵を含む)、マスタード(大豆を含む)、食塩 / 調味料(アミノ酸等)、増粘多糖類
------	---

【一括表示】 (表示するスペースが小さい場合など)

原材料名欄の最後にアレルギーがまとめて表示されます

原材料名	じゃがいも、きゅうり、りんご、マヨネーズ、マスタード、食塩 / 調味料(アミノ酸等)、増粘多糖類、(一部に卵・りんご・大豆を含む)
------	---

ポイント
マヨネーズ、生クリーム、パンなどのように、食品の名称からアレルギーを含むことがわかる食品についても、アレルギーを含む旨の表示がされます。
例：「生クリーム(乳成分を含む)」、「パン(小麦を含む)」

ポイント
食品に含まれる**全てのアレルギー**が最後にまとめて表示されるので、アレルギーの確認がしやすくなります。
新しいルールでは、「一部に〇〇を含む」と表示されます。

上記3つの変更点以外にも、製造所固有記号や栄養強調表示の方法等が変更になります！

いつからルールが新しくなるの？

新しいルールに完全に移行するのは、**令和2年4月1日**からです。しかし、3月31日までに製造・加工された食品は、今までのルールの表示のまま販売することもできるため、しばらくの間は新しいルールの表示と今までのルールの表示が両方、店頭に並び可能性があります。新しいルールと今までのルールで表示方法が異なるので注意してください。

ご意見・ご感想
お問合せは
こちらまで

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
電話：027-226-2421 FAX：027-243-3426
E-mail：shokuseika@pref.gunma.lg.jp

